

21中地交第1号
2021年8月11日

日本郵便株式会社 中国支社
支社長 茂木 孝之 殿

郵政産業労働者ユニオン中国地方本部
執行委員長 小野 康邦 ㊟

中国地方定期大会要求書

去る7月11日、第10回郵政産業労働者ユニオン中国地方定期大会を開催し、以下の内容を大会要求として、全会一致で採決致しました。これら19点の要求に対し、8月31日までに誠意ある回答をお願い致します。

記

- 1、 各局の実情に合った増員を正社員で雇用すること。
- 2、 減区を行わないこと。あわせて速達・小包の兼配を中止すること。減区をしなければならない根拠を明確に示すこと。また兼配をしなければならない理由を明らかにすること。特に速達は、通配の社員に交付され配達が遅れている現状であり、お客様サービスの観点からすれば約束不履行である。
- 3、 希望する非正規社員は、全員正社員にすること。
- 4、 非正規社員の休暇は、雇用期間を問わず全て正社員と同一とすること。
- 5、 非正規社員の手当は、雇用期間を問わず全て正社員と同一とすること。
- 6、 作業能率手当は、基準が不明確・不公平であるため廃止し、その原資を全非正規社員に均等に支給すること。
- 7、 非正規社員のスキル基準モデル（その他）について、ランクがBとCのみとなっているので、新たにAランクを設けること。
- 8、 2021年度中国支社管内における、地域基幹職等コース転換予定数を明らかにすること。
- 9、 一般職の基本給を抜本的に見直すこと。
- 10、 郵政産業労働者ユニオン中国地方本部の組合事務室を、広島中央郵便局内に設置すること。

- 1 1、郵政産業労働者ユニオン広島支部の組合事務室を、広島郵便局内に設置すること。
- 1 2、全ての社員の配転は、本人希望を最大限尊重すること。
- 1 3、正社員及び非正規社員の地方苦情処理会議は、社員のモチベーション低下につながることはないよう、次期人事評価あるいは契約更新までに必ず審査結果を通知すること。
- 1 4、特別健康診断を含めた全ての健康診断は、勤務時間内受診を基本とし、やむを得ず時間外受診する場合は、全社員超過勤務手当を支給すること。また自局ではなく別会場にて受診する場合は、交通費を支給すること。
- 1 5、新型コロナの陽性反応が出た場合や、コロナワクチン接種後の副反応と疑われる症状が発症した際の休暇は、正社員・非正規社員を問わず、全て特別休暇を付与すること。また万が一長期に渡り休まざるを得ない場合は、本来勤務したとされる給与を手当も含め全額支給すること。
- 1 6、新型コロナのワクチン接種は、本人の意思を100%尊重し強制することのないよう、また接種していない社員に対して、差別的言動をすることのないよう指示指導すること。
- 1 7、長期に渡るコロナ禍において、政府が勧めるテレワークや時差出勤等が困難な郵政職場が、今日まで滞りなく業務出来ているという事実は、その家族を含め社員の大変な努力の賜物であることは明白である。よって全社員に対し一時金を支給すること。
- 1 8、「パワハラ・いじめ」が未だに報告されている。直ちに各職場を総点検し根絶に努めること。
- 1 9、上記18点の要求項目に対する支社回答のうち、権限外事項（本社対応）に該当する項目については、本社へ上申、要請すること。

以上